

告示

埼玉県告示第三百七十八号

平成二十七年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
秩父市	大輪第一（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
秩父市	大輪第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第三（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の各一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
加須市	麦倉Ⅴ（麦倉の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
越谷市	越谷第八―二計画区（大字大泊の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
小川町	腰越九（大字腰越の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
小川町	古寺一（大字上古寺の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
ときがわ町	桃木・田中（大字桃木、大字田中の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
ときがわ町	別所（大字別所）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
小鹿野町	般若七（般若の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで

神川町	神川町	神川町	小鹿野町
矢納六（大字矢納の一部）	矢納五（大字矢納の一部）	矢納四（大字矢納の一部）	般若八（般若の一部）
平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで